

# 富里市オープンデータの推進に関する基本方針

(令和2年1月1日制定)

本方針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」、更には「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、富里市がオープンデータを推進する上での基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

なお、本方針において、オープンデータとは、行政機関が保有する公共データのうち、原則として、営利目的かどうかを問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適したデータ形式であり、かつ、無償で提供できるよう公開したデータのことをいう。

## 第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1 オープンデータ推進の目的

#### (1) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が期待される。

#### (2) 協働の推進と地域課題の解決

市民、事業者等（以下「市民等」という。）と公的データを共有することで、協働を更に促進するとともに、多種多様な地域課題の解決が期待される。

#### (3) 地域経済の活性化

オープンデータを産業活動の様々な分野で活用することにより、新たなサービスを提供するビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化が期待される。

#### (4) 市政の透明性及び信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、市の施策の分析及び評価を行うことが可能になり、市政の透明性及び信頼性の向上が期待される。

### 2 推進のための基本原則

(1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある場合を除き積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 営利目的かどうかを問わず活用を促進する。

(3) 市民等が利用しやすいデータ形式で公開する。

## 第2章 取組の方向性

### 1 公開対象とする情報

市民等の利用ニーズや問合せを考慮した上で、可能なものから順次、オープンデータとして公開するものとする。

### 2 公開対象としない情報

- (1) 富里市情報公開条例（平成13年条例第2号）第8条第2項各号に定める非開示情報
- (2) 個別法令等において二次利用が制限されている情報
- (3) 具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報

### 3 公開方法

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとする。

## 第3章 オープンデータの基本的なルール

### 1 著作権意思表示

#### (1) 意思表示の方法

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」を使用する。

#### (2) 表示ライセンス

原則として、「CC-BY」による公開とする。

#### (3) 二次利用に際しての注意事項及び免責事項の明示

情報の時点、作成日等の二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件等を掲示する。また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

### 2 公開に当たって注意すべき事項

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に、市民等から提供された情報など、第三者の著作物が含まれている場合もあるため、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と事前に協議するものとする。

## 第4章 活用促進のための取組

### 1 利用ニーズに応じたデータ公開

市民等からオープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管部署等が連携し、速やかに対応の可否を検討し、対応するよう努める。

## 2 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討及び改善を図る。